諮問番号:諮問第112号

答申番号:答申第112号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第45条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

現在の精神障害の状態は、家から出る事もできず、買い物に行く事もできず、主人 と息子が買ってくる状態で、人に会う事もこわく、家にじっとしている。

家事等もできず、息子が仕事から帰って来て作っているが、自分で食べる意欲すらなく、何もできない状況が続き何も役に立たない事がつらく、話せる友達もなく、生きる事がいやになる事が多い。

病院には連れて行ってもらっているが、落ち込んだ状態が続く。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、精神疾患(機能障害)の状態及び能力 障害(活動制限)の状態について、総合的に判断すると、判定基準の障害等級3級に 該当すると認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。)で定めるどの 障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳の交付決定に係る行政手続法上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準(以下「判定基準」という。)」及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用にあたっての留意事項(以下「留意事項」という。)」を設定しており、法令及び審査基準に沿って、本件処分が適正に行われたか、以下判断する。

(1) 精神疾患の存在

診断書の「① 病名」欄には、主たる精神障害として「うつ病」と記載されており、 その他診断書の記載から、気分(感情)障害の存在が認められる。

(2) 精神疾患(機能障害)の状態

診断書からは、主たる精神障害である「うつ病」の状態については、判定基準に定める1級の状態に至っているとは認められないことから、2級又は3級の状態であると判断するのが相当である。

(3)能力障害(活動制限)の状態

診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄「3 日常生活能力の程度」の記載からは、「おおむ2級程度」となる。

一方、「⑥ 生活能力の状態」欄「2 日常生活能力の判定」には、(1)から(8)までの項目があるところ、8項目の全てが「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」との判定で、3級の状態に相当している。

なお、診断書の「⑦ ⑥の具体的程度、状況等」欄には、「抑うつ強まると動けなくなり日常生活も困難となる」と記載されているが、病相期の頻度は、「③ 発病から現在までの病歴および治療の経過、内容」欄で「時に」とされている。

以上のことから、能力障害(活動制限)の状態は、3級の状態であると判断するのが相当である。

(4) 精神障害の程度の総合判定

上記から審査請求人の障害等級について総合的に判定すると、3級と判定するのが 相当であり、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

その他本件処分について違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定

により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年12月14日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法(平成26年 法律第68号)第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年1月14日の審査会 において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

障害等級の判定は、申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、客観的になされるものである。処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準に沿って、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は 認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきである とした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委 員 小 原 清 信

委員内田 敬子

委員倉員央幸